

相続税対策の切り札！ 贈与徹底活用（贈与の種類）

（その2）

贈与税は相続税の補完税としての役割を担い、相続税が遺産取得者課税方式によっていることから、財産を贈与によって取得した個人に対して課税されることとなっています。今回は、贈与及び贈与税の概要について解説します。

1. 贈与の種類

（1）生前贈与

贈与者が生存中に自分の財産を無償で他の人に与えることで、一般に「贈与」といえば生前贈与を指します。

（2）死因贈与

生前に贈与するが、贈与者が死亡することによって初めて効力が生じる贈与を「死因贈与」といいます。死因贈与も、形としては契約や、生前贈与と同様に当事者間の合意によって成立します。しかし、贈与者が死亡することにより効力が生じる贈与ですので、ほぼ、遺贈についての規定が適用されます。

（3）負担付贈与

負担付贈与とは、「債務を弁済することを条件とする」など贈与者だけではなく、受贈者も贈与に対する対価的な債務を負担するものです。一般的な贈与は贈与者だけが「財産を無償で与える」という義務を負う「片務契約」になりますが、負担付贈与は、受贈者に一定の条件を付けて贈与するため、受贈者もその条件を履行する義務を負う「双務契約」となります。

税務上は、贈与財産の価額＝贈与された財産の価額－負担額と考えます。ただし、その負担が停止条件付のものであるときは、その条件が成就した時にその負担額相当額を贈与により取得したこととなります。

また、一般的な贈与における贈与財産の価額は「相続税評価額」によって評価されますが、負担付贈与の場合は「通常の取引価額に相当する金額」すなわち「時価」になりますので注意が必要です。

（4）混合贈与

混合贈与とは、たとえば、時価よりも低い対価で財産を譲渡し、時価との差額を贈与するという、双方の間に贈与の合意があるものをいいます。これは単に給付と反対給付が不均衡であるというのではなく、無償出捐について双方に合意が存する場合です。この場合、贈与を受けた財産の価額から基礎控除額を控除した金額に対して贈与税が課されます。

（5）定期贈与

毎年又は毎月一定の金銭又は物を給付するということのように定期的に履行する贈与を定期贈与といえます。

2. 贈与税の課税対象とされる贈与とは

贈与税の課税対象とされる贈与には、①民法上の贈与（非課税とされるものを除く。）と、②相続税法上の独自の観点から設けられたみなし贈与（例えば生命保険金の贈与等）の2種類があります。

民法上の贈与については、贈与者による贈与の意思表示と受贈者による受贈の意思表示をもって成立する契約（諾成契約）行為であることが特徴であり、贈与者による一方的な意思表示のみでは民法上の贈与は成立しないこととなります。

一方、みなし贈与とは、本来は贈与でないが、贈与とみなして贈与税を課税しようとするもので、本来の贈与のみを課税の対象とするだけでは十分に贈与税の課税目的を達成できないことから、特別に法の擬制により贈与とみなされたものです。そのため、本来の贈与（民法上の贈与）のように贈与の意思の有無は問わないこととされています。

3. 贈与税の課税の仕組み

（1）暦年贈与

暦年贈与の課税期間は暦年（1月1日～12月31日）とされ、受贈者一人当たり110万円の基礎控除額が定められています。贈与税の税率は累進税率とされていて、最低税率10%から最高55%となっています。

（2）相続時精算課税贈与

原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。なお、この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産（種類、金額、贈与回数に制限はありません。）については、その選択をした年分以降すべてこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。贈与税の額は、贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（限度額：2,500万円。ただし、前年以前において、既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となります。）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出します。

（文責：山本和義）